

# 四国中央市NPO法人はじめの一步支援事業補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 24 日

告示第 26 号

(目的)

第 1 条 この告示は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の規定による特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）の設立及び活動初期に要する経費に対し、予算の範囲内で四国中央市 NPO 法人はじめの一步支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、市民の創意を生かした公益的な活動並びに市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 法第 2 条に規定する活動をしているもの
- (2) 市内に主たる事務所を有するもの
- (3) 市内を主な活動拠点とし市民の利益増進に貢献しているもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、法第 13 条に規定する設立までに要した経費及び登記の日以後 6 月以内の活動に直接必要とする経費とする。ただし、次に掲げる経費は除く。

- (1) 役員及び構成員の人件費
- (2) 団体の事務所を維持するための経費
- (3) 食糧費及び交際費に類する経費
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が認める経費

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の 2 分の 1 又は 10 万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「補助事業者」という。）は、補助金等交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 定款の写し
- (3) 法第 10 条第 1 項の規定による設立趣旨書の写し
- (4) 法第 10 条第 1 項の規定による設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書の写し
- (5) 法第 10 条第 1 項の規定による設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書の写し
- (6) 補助対象経費内訳報告書（別記様式）

2 前項の申請書は、第 3 条に規定する活動の終了後 6 月以内に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

第6条 市長は、補助事業者が登記の日から起算して2年以内に、法第43条の規定により設立の認証を取り消されたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の手続等)

第7条 補助金の交付の手続等は、四国中央市補助金等交付規則（平成16年四国中央市規則第49号。次項において「規則」という。）の例による。

2 規則第9条の実績報告書には、収支決算に係る領収書等の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に法第10条第1項の規定による認証の申請をしようとするものについて適用する。

附 則（平成18年10月19日告示第141号）

この告示は、告示の日から施行する。

